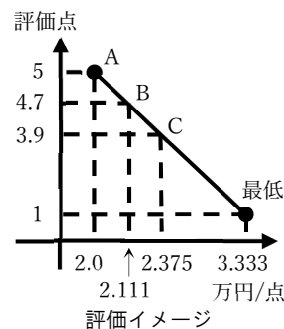


(別添)

審 査 基 準 表
(令和 8 年度 FIP 移行可能性調査業務委託)

審査項目	審査内容		配点
	評価対象	評価内容	
企画提案 内容	実施方針・ 実施フロー・ 工程表	業務の趣旨、目的、条件、内容を的確に理解し、本県の状況や課題を踏まえた取組のポイントや役割が示されているか。また、業務実施手順が妥当で、業務量の把握は適切なものになっているか。	20 点 (評価 4 項目)
	提案 内容	1 FIP 転検討の基礎資料となる国の制度や電力市場等の整理・分析について、考え方や手法が具体的で、重要事項が適切に抽出されたわかりやすい提案となっているか。	10 点 (評価 2 項目)
		2 FIP 転事例調査について、考え方や手法が具体的で、調査項目や調査ポイントが適切に整理され、他団体等の FIP に関する事業スキーム等がわかりやすい内容となっているか。	10 点 (評価 2 項目)
		3 FIP 転に関する比較検討について、考え方や手法が具体的で、事業課題や留意事項、メリット・デメリット等を示し、優劣の判断がつきやすい提案となっているか。また、独創性(本県の特徴に留意したもの)のある提案となっているか。	15 点 (評価 3 項目)
		4 マーケットサウンディング調査について、考え方や手法が具体的で、本事業に必要な情報が整理され、その有用性や意見交換先を提示しているか。全体を通してわかりやすい提案となっているか。また、独創性(創意工夫のある調査手法)のある提案となっているか。	15 点 (評価 3 項目)
		5 FIP 転の実現可能性評価について、定量的評価に加え、今後の課題や留意事項等の定性的評価を示すなど、総合的に評価できるような提案となっているか。	10 点 (評価 2 項目)
実施体制 及び業務 実績	実施体制	業務を適切かつ確実に遂行できる人員体制(配置資格者の確保、より同種性の高い業務経歴)となっているか。	10 点 (評価 2 項目)
	会社の 業務実績	電力の小売全面自由化が開始された平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間において、「FIP 転に関する調査・検討業務又は再エネ電気の売電方法等に関する調査・検討業務」に関する業務委託の内容は、より同種性が高く、コンサルティング、調査分析等の十分な実績を有しているか。	5 点 (評価 1 項目)
経済性	見積価格	提案業務に対する見積価格は、節減が図られているか。評価基準は下記によるものとする。 ・(上限価格 5.5 百万円(税込)) / (最低基準点(満点×6 割)) を最低点 1 点 ・(自社の見積価格(税込)) / (見積価格点を除く自社の得点) が最も低いものを最高点 5 点とし、それ以外のものは按分して採点を行う。 ※小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位止めとする。 【評価例】 上限価格 1,000 万円、満点 500 点の場合、 最低点 1 点は、1000 万円/(500 点×60%)=3.333 万円/点 ○A 者が 900 万円、450 点の場合 900 万円/450 点=2.0 万円/点 ○B 者が 950 万円、450 点の場合 950 万円/450 点=2.111 万円/点 ○C 者が 950 万円、400 点の場合 950 万円/400 点=2.375 万円/点 最高点 5 点は、1 点当たりの価格が最も低い A 者、 その他は按分により、B 者は 4.7 点、C 者は 3.9 点を配分する。	5 点
合 計			100 点



【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、くじで受託候補者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については、別途通知する。
- (4) 委員の合計点数の平均が最低基準点である 60 点（満点 100 点×6 割）を超えた参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である 60 点（満点 100 点×6 割）を超えたとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案